2018年（平成30年）4月1日施行

違反公表制度が始まりました！

違反公表制度とは？

重大な消防法令違反がある建物を
明石市消防局のホームページで
確認できる制度です。

公表の対象	飲食店や物品販売店など不特定多数の方が利用する建物や、社会福祉施設などで、次の消防用設備が消防法令上必要であるにもかかわらず、設置されていない建物を公表の対象とします。 ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備
公表の内容	○　防火対象物の名称、所在地 ○　違反の内容（上記の消防設備未設置）ほか
公表の方法	明石市消防局のホームページに掲載

建物関係者の皆様へ

違反建物の大半が、無届の増築やテナントが入れ替わる用途変更によるものです。テナントの入居等を検討されている場合は、事前に相談してください。

計画段階で結構です。
消防局へご相談下さい。

【お問い合わせ先】　明石市消防局　予防課
TEL　078－918－5272